

全国健康保険協会(協会けんぽ)からの お知らせ

協会けんぽは、平成 20 年 10 月に設立し、社会保険庁で運営していた旧政府管掌健康保険の業務を実施しています。主に中小企業に勤務されている人とそのご家族に加入いただいています。

人口構造の高齢化に伴い、高齢者医療への拠出金は増加し、医療費が伸び続ける一方で、昨今の景気低迷による保険料収入の下降傾向といった構造的要因により、協会けんぽの財政は非常に厳しい状況で、千葉支部の加入者様の保険料率は、24 年 3 月分 (4 月納付分) より、9.44% から 9.93% へ引き上げられることとなりました。

保険料率の引き上げを抑えるため、協

会けんぽは国庫補助率の引き上げを政府・与党に要望してきましたが、24 年度政府予算案には残念ながら盛り込まれず、3 年連続の保険料率の引き上げをお願いせざるを得ない状況となった次第です。

加入者のみなさんの医療を支えるため、今後も健診事業の効果的な推進やジェネリック医薬品の普及促進などの医療費適正化に向けた取り組みをさらに強く進めてまいります。非常に厳しい経済情勢の中ではありますが、事業主・加入者のみなさんには、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

全国健康保険協会(協会けんぽ)・千葉支部 (☎ 043-308-0521)。

●年金相談所の平成 24 年度開催予定●

開催日	会場	予約受付期間
5月24日(木)	市役所附属棟 25	5月1日~10日
7月26日(木)	市役所附属棟 25	7月2日~12日
8月23日(木)	本笠支所 1階住民相談室	8月1日~9日
9月27日(木)	市役所附属棟 25	9月3日~11日
10月25日(木)	印旛支所 1階住民相談室	10月1日~10日
11月22日(木)	市役所附属棟 25	11月1日~9日
平成 25 年 1 月 24 日(木)	市役所附属棟 25	1月4日~10日
2月28日(木)	市役所附属棟 25	2月1日~12日

※開催月の『広報いんざい』1日号でもお知らせしています。

社会保険労務士による年金に関する相談所を開設します。年金請求手続きや加入記録の確認、

年金相談所を開設

学生納付特例申請はお早めに
学生納付特例制度は、学生の在学期間中の国民年金保険料を後払いできる制度です。対象者は大学(院)・短大・高等専門学校・専修学校在学の人、各種学校の1年以上の課程に在籍している人で本人の前年所得が118万円以下の人です(海外の学校の学生は対象となりません)。

年金

所得などにより算出されます。軽減は失業した本人の前年分の給与所得のみをその100分の30の金額とみなして計算します。制度の詳細内容については左記窓口までお問い合わせください。

申請の届出が遅れますと、届出前に事故や病気で障害が残っても、障害年金は支給されない場合がありますので、お早めに申請してください。
●申請方法：新年度有効な学生証(コピー可)または在学証明書(コピー可)または在学証明書・年金手帳・認め印をお持ちのうえ、市役所で手続きをしてください。
郵送の場合は申請書に漏れなく記入のうえ、学生証(コピー)または在学証明書を添付して左記へ郵送してください。
なお、日本年金機構より学生特例継続申請のながきが届いている人は、学生証(コピー)は不要です。必要事項を記入し返送してください。
●国保年金課高齢者医療年金班 (〒270-1396 印西市大森 2364-2・☎内線 288・289)。

税金

厚生年金に関する事などお気軽にご相談ください。
●5月24日(木)・午前10時~午後3時15分。
●市役所附属棟2階25会議室。
●8人(予約制)。
●相談時間：一人30分間。
●5月10日(木)までに左記まで(先着順)。
※事前に基礎年金番号などが分からないと相談を受けられない場合があります。
●国保年金課高齢者医療年金班。

自動車税の納期内納付

自動車税の納期限は、5月31日(木)です。5月上旬に自動車税事務所から納税通知書が送付されますので、最寄りの金融機関などで早めに納めましょう。
なお、コンビニエンスストア(一部を除く)でも納付できます。詳しくは納税通知書に同封のしおりをご覧ください。
●自動車税事務所(☎043-243-2721)、佐倉県税事務所(☎043-483-1150)。

軽自動車税の減免

身体や精神に障害があり、歩行が困難な人が所有し利用する軽自動車については、身体障害者手帳の等級など一定の条件を満たす場合、障害者1人につき1台が減免の対象となります。ただし、この軽自動車税の減免制度と、自動車税の課税免除との併用はできません。
なお、納税通知書は5月9日(水)に発送する予定です。
●申請方法：5月24日(木)までに

都市

市民税課窓口まで。
●必要なもの：次のとおり。
①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、戦傷者手帳のいずれか交付を受けているもの。
②自動車検査証。
③運転免許証。
④平成24年度軽自動車税納税通知書。
⑤認め印。
※軽自動車税の減免は毎年申請しなければ受けることができませんので、ご注意ください。
●市民税課市民税班(☎内線 317319・329)。

都 市

マンション管理組合無料セミナーおよび個別相談会
●5月27日(日)・【管理組合向け無料セミナー】午前10時~11時30分、【無料個別相談会】午後1時30分~3時30分。
●ふれあい文化館(原)。
●マンション管理組合・役員および区分所有者など。
●無料。
●電話、FAXまたはメールで左記へ(先着4組)。
●一般社団法人首都圏マンション管理士会千葉支部・今川(☎) / FAX 047-445-11297、(E) m1-525@jcom.home.ne.jp)。

印西市計画の案の概要の 縦覧と公聴会

千葉ニュータウン事業の見直しに伴い、関連する都市計画の変更を行うこととしております。これらについて、県および市で都市計画の案の概要をとりまとめましたので、今後、都市計

画案作成の参考とするため、みなさんからのご意見を伺いたく、これらの案の概要を縦覧するとともに公聴会を開催します。なお、地区計画に対しては、縦覧期間中の意見書の対応となります。
▼案の概要の縦覧
●5月8日(火)~22日(火)(土曜日、日曜日を除く)・午前8時30分~午後5時15分。
●市都市計画課、千葉県土整備部都市整備局都市計画課(☎) (1)~(4)のみ縦覧、千葉県土整備部都市整備局下水道課(☎) (5)のみ縦覧。
●【県が決定するもの】
①都市計画区域の整備、開発および保全の方針
②区域区分
③道路
④新住宅市街地開発事業
⑤下水道
【市が決定するもの】
⑥用途地域
⑦高度地区
⑧道路
⑨公園
⑩地区計画
●公聴会の開催
●6月10日(日)・午後2時30分。
●公述を希望する場合は、あらかじめ申し出が必要です。公述申し出がない場合は公聴会の開催は中止となります。
●中央駅前地域交流館。
●公述人の資格：印西市計画区域に住所のある人および利害関係人(法人を含む)。
●公述の申し出の方法：公述を希望する人は縦覧期間中に、申出書に必要事項を記載のうえ、述べようとする意見の要旨(800字以内)を添付し、市都市計画課に持参、または郵送(当日消印有効)してください。

そ の ほか

平成24年度食品衛生講習会
●印旛支部
●5月9日(水)・午後2時~3時50分(受け付け1時~1時50分)。
●場印旛公民館(瀬戸)。
●印旛支部
●5月10日(木)・午後2時~3時50分(受け付け1時~1時50分)。
●場文化ホール(大森)。
●両支部共通
●【組合員】講習会1,000円、検便700円、水質検査(10項目)6,000円。
●【組合員以外】講習会3,000円、検便1,410円、水質検査(10項目)7,000円。
●食品衛生自主管理簿、筆記用具を持参してください。
●受講修了者には、受講済票を交付しますので、必ず店舗などに掲示してください。
●印旛保健所管内食品衛生協会
●印旛支部・西宮(☎) 0400、印旛支部・香取(☎) 2120)。

なお、公述申出書の様式は市都市計画課に用意してあります。
●公述人の選定：公聴会開催時には制約がありますので、公述希望者が多い場合には抽選を行い、本人に通知します。
●傍聴の申し込み：不要。
●満員の場合には、入場をお断りすることがあります。
●市都市計画課千葉ニュータウン事業対策室(☎内線 762)、千葉県土整備部都市整備局都市計画課(☎) 043-223-3376、千葉県土整備部都市整備局下水道課(☎) 043-223-3355)。

凡例 曜日 会場 内容 対象 定員 参加費 申し込み 問い合わせ ホームページ メールアドレス その他 携帯帯電話